

# 飲食店営業 特殊形態第1種 について

## 1 概要

- ・自動車、屋台等**移動又は撤去**を前提とする施設
  - ・ 臨時的営業（2日以上3か月未満） 県内一円
  - ・ 一時的又は季節的な営業 県内一円
  - ・ 移動式の営業形態（5年） 県内一円

## 2 取扱い可能な食品

- ・ 工程が簡単で提供直前に加熱するもの（菓子を含む）。原材料の細切等の仕込み行為（下処理）は不可。  
下処理する場合は、営業許可施設等で行う。
  - ・ かき氷（既製品の氷を使用し、機械で削氷する。）
  - ・ アイスクリーム（既製品のアイスクリームをディッシャーでカップ等に盛りつけることに限る。）
  - ・ ソフトクリーム（既製品のソフトクリームミックスを使用しソフトクリームサーバーにより盛りつけることに限る。）
- ※臨時的営業の場合で蛇口及びシンクを有し、水道水を直結により常時使用及び排水できる場合に限り加熱後流水により冷却する麺類の提供も可能。

## 3 施設基準

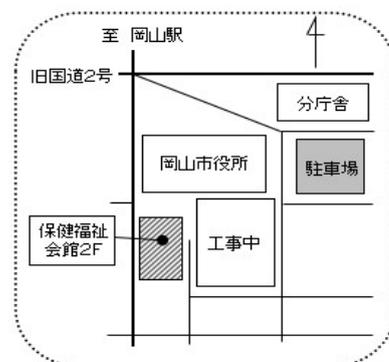
- ・ 施設は、雨水、直射日光等を防止することができ、屋根、側面及び背面を有し、清掃しやすい構造であること。（自動車）（屋台：テント、側面及び背面のシート）
- ・ 水道水等の流水式の手洗い設備を設けること。（蛇口付タンク等）
  - 単一品目…40リットル以上
  - 複数品目…80リットル以上
- ・ 同量の排水を保管する設備を設けること。（排水容器）
- ・ 薬用せっけん、ペーパータオル、アルコールスプレーを備えること。
- ・ 冷蔵又は冷凍管理が必要な食品を取り扱う場合は、適切な容量の冷蔵冷凍設備と温度計を備えること。（クーラーボックス等+温度計）
- ・ 食品、器具、容器包装等を衛生的に保管できる設備を備えること。（調理器具等の保管容器）
- ・ 廃棄物を衛生的に処理できる器具または容器を備えること。（ふた付きゴミ箱等）
- ・ 必要に応じて照明設備を備えること。

既製品の飲み物の注ぎ分けは一品目にはカウントしないが、飲み物の注ぎ分けのみの行為でも許可は必要

## 4 手続き・持参品

施設の保管場所が岡山市の場合、岡山市保健所へ来所してください。

- 設備一式（3の施設基準を満たした物品+調理器具）
  - 申請手数料 17,000円 施設検査あり
  - 施設内の図面（レイアウト）
  - 自動車登録番号（自動車の場合）
  - 食品衛生責任者の手帳またはプレート（写しでも可） ※持参
- <臨時的営業の場合>
- 申請手数料 8,500円
  - 実施概要  自動車登録番号（自動車の場合）
  - 食品衛生責任者の手帳またはプレート（写しでも可） ※持参



【問い合わせ先】 ☎700-8546  
岡山市北区鹿田町一丁目1-1  
岡山市保健福祉会館2F  
岡山市保健所 衛生課 食品衛生係  
Tel.086-803-1257